

製品含有化学物質の  
新情報伝達スキーム(chemSHERPA)について  
～日本標準、世界標準へ～

平成28年2月  
経済産業省  
化学物質管理課

# サプライチェーンを通じた情報伝達の現状

- ◆ 製品含有化学物質規制は、欧州、米国、アジア諸国など世界各地域で導入・強化されつつある。
- ◆ サプライチェーンの分業で製造される製品の規制遵守は、企業間で伝達される情報に大きく依存。
- ◆ 各企業は、自社製品が直接的に関わる規制に対応するだけでなく、自社製品を供給するサプライチェーンを通じて関係する規制にも、ビジネス上、間接的に対応する必要。
- ◆ サプライチェーンを通じた情報伝達の取組は進展しているが、以下のような原因により、未だ円滑に伝達されているとは言い難い状況。



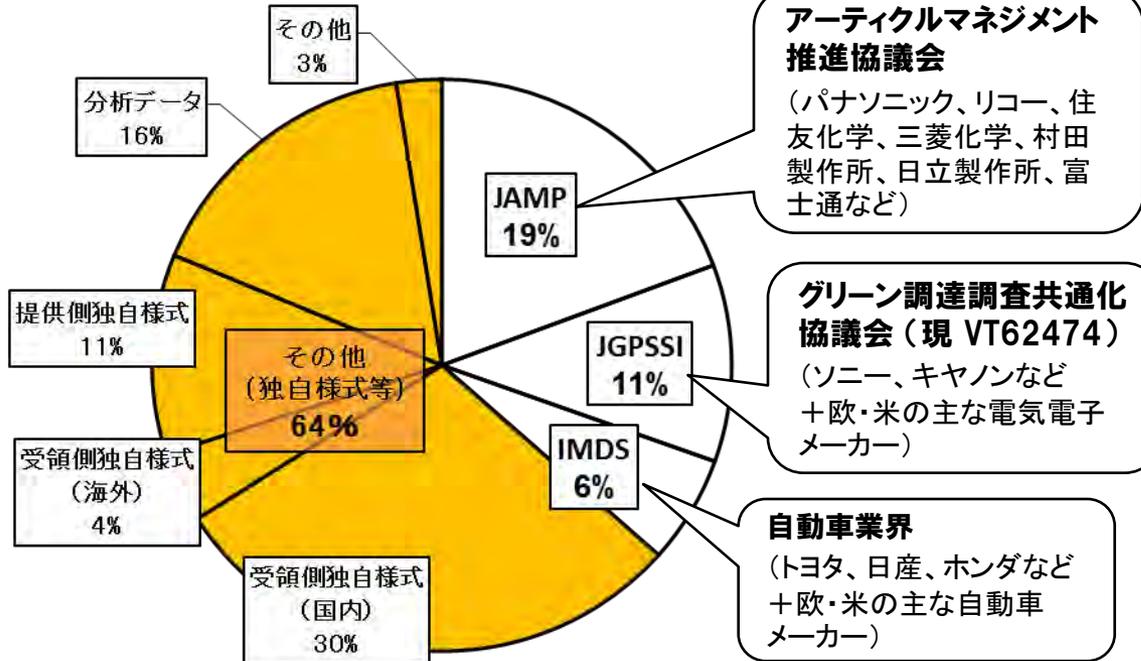
# 情報伝達スキームの標準化に関する現状

現状において、電気電子分野が関わる製品含有化学物質の情報伝達の標準スキームとして、JAMP及び旧JGPSSIの2つが存在(他に自動車分野のIMDSも存在)。かつ、それらの「標準スキーム」による情報伝達は合計4割に満たず、6割以上は各個別企業の独自様式。サプライチェーンの川中の事業者は、これら多大な数のスキームに対応しなければならず、過大な負担を負っているケースもある。

サプライチェーンの途中で情報伝達が途切れる場合には、その川下側の企業は、調達品の情報に基づいて自社製品の情報を作ることができない。分析によって確認するには高額な費用がかかることも多く、情報伝達が円滑であれば不要となる分析コストは、日本企業全体では莫大な金額になると推定される。

## 【情報伝達スキームの利用状況】

顧客から要求される様式の割合  
(中小企業164社、複数回答あり)



## 【化学物質管理対応コスト】

(万円/年)

企業が負担している管理コスト  
(大企業65社、中小企業74社の平均値)

大企業	平均値	うち分析費
川上	2,523	774
川中	2,685	1,389
川下	2,871	1,909
その他	1,635	50
大企業・計	2,579	1,177

中小企業	平均値	うち分析費
川上	300	168
川中	153	87
川下	156	54
その他	418	381
中小企業・計	223	128

(出典: 平成23年度経済産業省委託調査 製品含有化学物質の情報伝達の実態に関する調査)

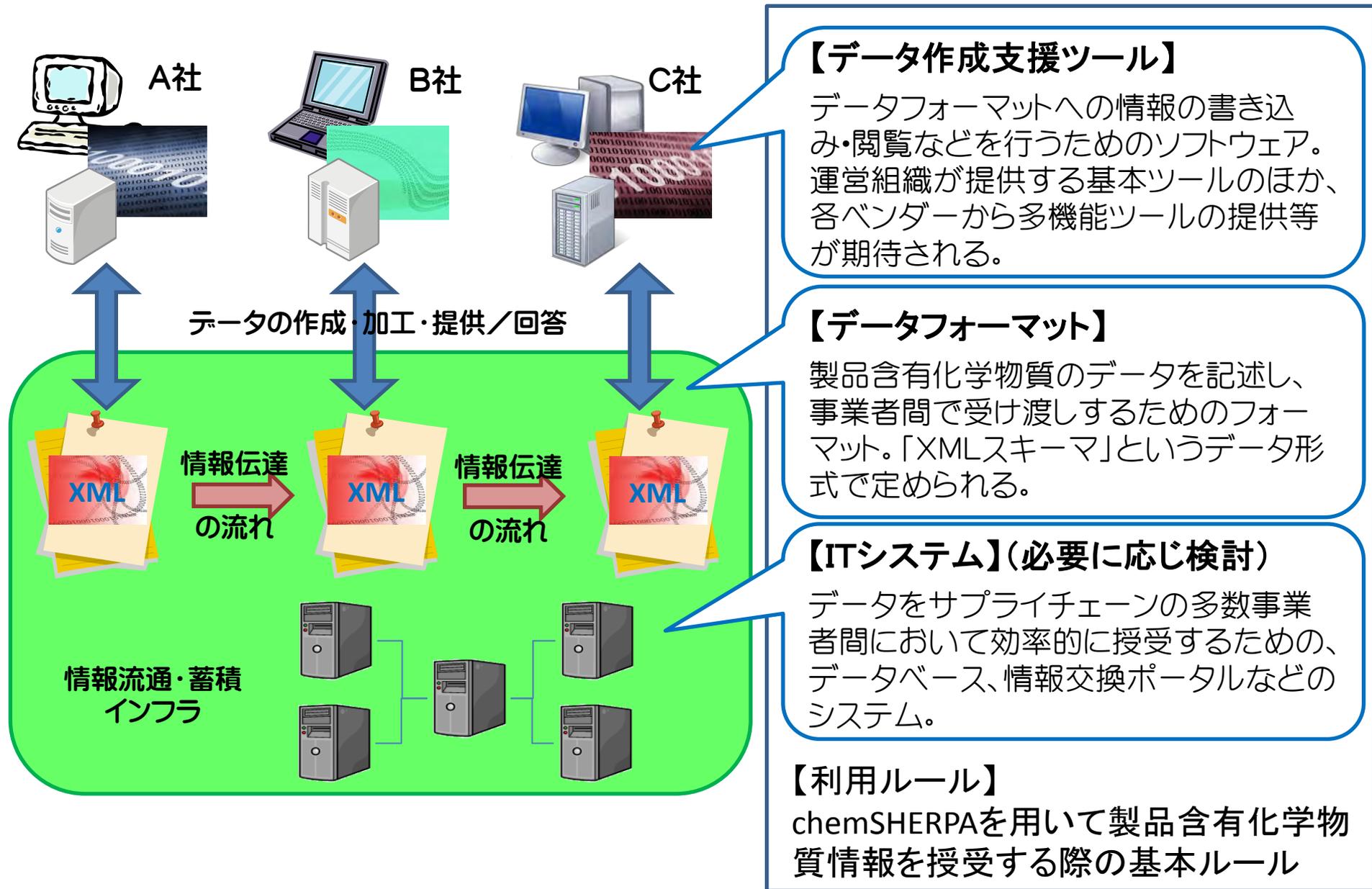
# 新たな情報伝達スキームの基本要件



1. 現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。  
かつ、「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」2020年目標の達成にも貢献する、リスク評価・管理の基本となる化学物質情報を伝達可能なスキームとすること。
2. 業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。  
かつ、既にサプライチェーンを通じた含有化学物質の情報伝達の取組が進められている分野においては、これまでと同等以上の情報伝達・管理が可能となること。
3. 単なる日本標準ではなく、国際標準 (テジュール・スタンダード) を目指し得るものとする。すなわち、電気電子分野において既に制定されている国際規格IEC62474と齟齬のない仕組みとした上で、対象範囲を拡げる形でISO/IEC化などを目指し得るスキームとすること。
4. テジュール・スタンダードとともに、テファクト・スタンダード化の取組が重要。  
そのためにも、B2Bで、アジアを中心に拡がる日本企業のサプライチェーンでも有効に普及できる仕組みとすること。また、日本政府からG2Gレベルの普及を行うための必要条件としても、新たなスキームを日本全体の業種横断的な仕組みとすること。

→ chemSHERPA (ケムシェルパ) の開発、導入、普及へ

# chemSHERPAの構成要素



# 管理対象基準（管理対象物質を規定する元となる法規制及び業界基準） の選定条件

## ◆管理対象基準の選定の考え方

chemSHERPAでは、サプライチェーンにおける製品含有規制物質の情報伝達の確実化・円滑化のために、サプライチェーン全体が必要とし、サプライチェーン全体で合意できる管理対象基準を選定することを目指す。

## ◆管理対象基準の選定

### ① 全般

- ✓ 製品の含有規制に関係のある、法規制及び／又は業界基準から管理対象基準を選定する。
- ✓ 法規等の内容（条件、表現、判断基準など）については変更せずに採用する。

### ② 法規制

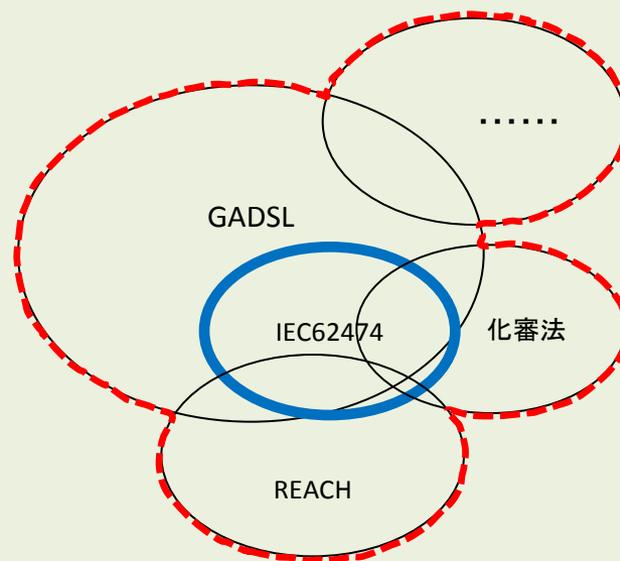
- ✓ 初版では、日米欧の主要な法規制を対象とする。
- ✓ アジア諸国等の規制についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに則り、追加していく。

### ③ 業界基準

- ✓ 初版では、電気電子業界および自動車業界を対象とする。
- ✓ 他業界の基準についても、今後取り入れる可能性を有する。管理対象基準として取り入れるべきかを十分に検討したうえで、必要であれば管理対象基準の変更手続きに則り、追加していく。

## 情報伝達の対象物質の範囲(物質リスト)

- 様々な製品分野や最終製品売先国の規制に対応するため、関連する法規制(REACH・RoHSなど)や業界基準(IEC62474・GADSLなど)の対象物質リストの和集合として物質リストを整備する(破線)。基本的には、これがサプライチェーンにおいて含有情報を共有する最大範囲となる。
- 特定の製品分野において本スキームを利用する場合には、川下事業者の製品に課せられる規制等に応じて、この物質リストに含まれる法規制・業界基準を選択し、対象物質の範囲(エリア)を設定する(太線)。



## 新スキームの物質リストのイメージ

※図の太線は、電気・電子業界のIEC62474の物質リストを選択する場合の例

## chemSHERPAが対象とする化学物質リスト(初版)

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準（並び順は制定年順）
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA） 使用禁止または制限の対象物質（第6条）
LR03	EU ELV指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPs規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質） およびANNEX XIV（認可対象物質）
LR07	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII（制限対象物質）
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

# chemSHERPA導入ステップ・スケジュールのイメージ

	FY2015				FY2016				FY2017	FY2018	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
新スキーム組織	立上げ準備	発足, 暫定体制での活動 委員会等活動(最小限)			正式な体制での運営						
新スキーム事務局	暫定事務局準備	委員会活動支援、普及活動 (暫定事務局)									
	移管先候補絞り込み 移管条件検討	移管先候補との調整		移管先決定	移管準備						
物質リスト	維持改訂(事務局)	管理対象物質リスト維持改訂			管理対象物質リスト維持改訂						
化学品ツール	準備(事務局)	準備	正式版リリース	化学品ツール維持改訂	化学品ツール維持改訂 (コンバータ運用停止)						
成形品ツール	準備(事務局)	準備	正式版リリース	成形品ツール維持改訂	成形品ツール維持改訂 (JGPファイルコンバータ運用停止) (AISコンバータ運用停止)						
対外情報発信、普及活動(国内)	[周知活動] マスコミ, 雑誌等への寄稿, 講演, webサイト立上げ				[周知活動] マスコミ, 雑誌等への寄稿, 講演, webサイト立上げ						
	[普及活動] セミナー開催(東京, 大阪, 地方開催, 業界団体・中小企業団体との連携)				[普及活動] セミナー開催(新情報伝達スキーム事業)						
対外情報発信、普及活動(海外)	[周知活動] webサイト立上げ, 講演・説明, 情報提供				[周知活動] webサイト立上げ, 講演・説明, 情報提供						
					[普及活動] セミナー開催(アジア)						

# 導入・普及に向けた取組

## ◆ 新スキームの名称

製品含有化学物質の情報伝達の円滑化を期待し、案内人「SHERPA」の意味を込めた。

## ◆ 普及活動

- 川下企業への新スキーム採用の協力依頼
- 「独自様式」使用企業へのアプローチ
- 入門セミナーの開催
- 動画コンテンツ(入門セミナーの内容と同等。日本語、英語、中国語の3カ国語)の作成 等

## ◆ 海外との連携

- 開発当初から国際標準化を見据え、IEC62474規格(伝達フォーマット)準拠を目指し、IECと調整。また、BOMcheck(欧州)やIPC1752(米国)などの国際的な枠組みとも連携。
- 国際機関(UN、APEC)、政府間レベルで各国に紹介(政策対話、国際会議等) 等

## ◆ 電気電子以外の分野との連携

- 電気電子以外の分野での利用も見据え、フォーマット・ツールの開発段階において、他の分野の企業も検証に参画 等

## ◆ 新スキーム管理・運営のための組織体制・経営基盤の検討

- マネジメント体制
- データ作成支援ツールへの課金のあり方 等

### 【新情報伝達スキームの検討状況等に関する情報公開のためのウェブサイト】

経済産業省化学物質管理政策HP

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html)

chemSHERPA HP (chemSHERPA暫定事務局:みずほ情報総研)

<https://chemsherpa.net/>